

住居確保給付金 (家賃補助)のしおり

離職等によって住居を喪失した方または住居喪失のおそれのある方へ
～ 住居確保給付金(家賃補助)のご案内 ～

住居確保給付金(家賃補助)とは

離職等またはやむを得ない休業等により離職や廃業と同程度の状況になり経済的に困窮し、住居を喪失した方または住居喪失のおそれのある方に対し、家賃相当分の給付金を支給することにより、住居及び就労機会等の確保に向けた支援を行います。

支給額：下記を上限として、収入に応じて調整された額を支給

世帯人数	1人	2人	3～5人	6人	7人以上
上限額	43,000円	52,000円	56,000円	60,000円	67,000円

支給期間：3か月間(一定の条件により3か月間の延長及び再延長が可能)

支給方法：原則として家主・不動産仲介業者等へ代理納付

家賃補助の支給要件

申請時に次の①～⑧のいずれにも該当する方が対象となります。

- ① 離職等またはやむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居を喪失した方または住居喪失のおそれのある方であること
- ② 下記(ア)または(イ)のいずれかに該当すること
(ア) 申請日において、離職等の日から2年以内であること(ただし、求職活動が困難であったと認められる期間を含む場合は最長で4年以内とする)
(イ) やむを得ない休業等で収入が減少し、離職または廃業の場合と同等程度の状況にあること
- ③ 下記(ア)または(イ)のいずれかに該当すること
(ア) 離職等の場合は、離職等の日において、その属する世帯の生計を主として維持していたこと(離職時は主たる生計維持者ではなかったが、その後離婚等により、申請時には主たる生計維持者となっている場合を含む)
(イ) やむを得ない休業等の場合は、申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持していること
- ④ 申請日の属する月における、申請者及び申請者と同じ世帯に属する方の収入の合計額が、基準額に申請者の居住する賃貸住宅の家賃額を合算した額(収入基準額)以下であること(収入には、就労等収入や公的給付(雇用保険の失業等給付、公的年金等)、親族等からの継続的な仕送りを含みます)

世帯人数	基準額	家賃上限額	収入基準額(上限)
1人	81,000円	43,000円	124,000円
2人	123,000円	52,000円	175,000円
3人	157,000円	56,000円	213,000円
4人	194,000円		250,000円
5人	232,000円		288,000円
6人	269,000円	60,000円	329,000円
7人以上	306,000円	67,000円	373,000円

- ⑤ 申請日における、申請者及び申請者と同じ世帯に属する方の所有する金融資産(※)の合計額が基準額×6(ただし、100万円を超えないものとする)以下であること

世帯人数	1人	2人	3人	4人以上
金融資産	486,000円	738,000円	942,000円	1,000,000円

※ 金融資産とは、預貯金、現金、債券、株式、投資信託等をいいます。生命保険、個人年金保険等は含みません。負債がある場合も、金融資産と相殺はしません。

- ⑥ 公共職業安定所(ハローワーク)等に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと
- ⑦ 地方自治体等が法令または条例に基づき実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と同じ世帯に属する方が受けていないこと
- ⑧ 申請者及び申請者と同じ世帯に属する方のいずれもが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員でないこと

家賃補助の支給額

- ・ 月収が基準額以下の方は、実際の家賃額を支給します。
- ・ 月収が基準額を超える方は、以下の計算式により算出された額を支給します。

〔計算式〕

基準額 + 実際の家賃額 - 月の世帯の収入合計額 = 住居確保給付金支給額

※ ただし、支給額は住宅扶助基準に基づく額(「家賃補助の支給要件」の表内の「家賃上限額」)を上限とします。

例1) 単身世帯で収入が100,000円、家賃が50,000円の場合

81,000円 + 50,000円(実際の家賃額) - 100,000円 = 31,000円

例2) 2人世帯で収入合計が175,000円、家賃が50,000円の場合

123,000円 + 50,000円(実際の家賃額) - 175,000円 = -2,000円(支給対象外)

住居の初期費用及び生活費が必要な方は

賃貸住宅への入居には、敷金・礼金等の「初期費用」が必要となります。「初期費用」への対応が困難な方や、家賃補助受給中の生活費が必要な方は、社会福祉協議会の「総合支援資金」を活用できます(ただし、社会福祉協議会の審査があります)。

◆総合支援資金

継続的な生活相談・支援(就労支援等)とあわせて、生活費及び一時的な資金を貸し付けることにより、生活の立て直しを支援する制度です。

- 1) 住宅入居費：40 万円以内
- 2) 生活支援費：2 人以上世帯/月 20 万円以内(单身/15 万円以内)
貸付期間は原則 3 か月とし、最長 12 か月
- 3) 一時生活再建費：60 万円以内

※ 貸付利子、その他の詳細は、社会福祉協議会へお問い合わせください。

家賃補助までの生活費が必要な方は

住居を喪失した方で、家賃補助を受給するまでの間の生活費が必要な方は、社会福祉協議会の「臨時特例つなぎ資金」を活用できます(ただし、社会福祉協議会の審査があります)。

◆臨時特例つなぎ資金

公的給付等による支援を受けるまでの間、当座の生活費の貸付けを受けることができる制度です。

貸付限度額：10 万円以内 連帯保証人：不要 貸付利子：無利子

※ その他の詳細は、社会福祉協議会へお問い合わせください。

家賃補助の申請をするために必要なもの

☐ 住居確保給付金支給申請書(則様式第1号(様式1-1))

☐ 本人確認書類(次のいずれかの写し)

運転免許証、個人番号カード(マイナンバーカード)(※)、一般旅券(パスポート)、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳、各種健康保険証、住民票、戸籍謄本、在留カード等

※ 個人番号カードの場合、個人番号(マイナンバー)が記載されている裏面のコピー

は不要です。

□ 離職関係書類(①離職等または②やむを得ない休業等の該当するどちらか)

①離職等の場合

離職後2年以内であることが確認できる書類の写し(離職票、受給を終えた雇用保険受給資格者証等)

※ 上記の書類がない場合は、給与振込が一定の時期から途絶えている通帳の写し等、離職者であることが確認できる何らかの書類をご提出ください。

②やむを得ない休業等の場合(①に該当する方を除く)

収入が減少し、離職または廃業の場合と同程度の状況にあることを確認できる書類の写し(今月分と先月分の2か月分の給与明細、雇用主からの休業を命ずる文書、アルバイト等のシフトが減少したことがわかる文書等、休業等により離職等の場合と同等程度であることが確認できる書類)

※ 上記の書類で離職または廃業の場合と同程度の状況にあることを確認できなかった場合や、指示が口頭で行われた場合等、やむを得ず文書が整わない場合には「離職状況等に関する申立書(参考様式5-1A)」をご提出ください。

□ 収入関係書類

申請者及び申請者と同じ世帯に属する方のうち、収入がある方についての申請日の属する月の収入が確認できる書類の写し

給与明細書等、預貯金通帳の収入の振込記帳ページ(オンラインで確認できる取引明細・スマートフォンの画面の写し等)、公的給付等の支給額がわかる書類(雇用保険の失業等給付を受けている場合は雇用保険受給資格証明書、年金等を受給している場合は支給額がわかる支給通知書等)、自営業者については「住居確保給付金に係る収支状況表(個人事業者用)(参考様式9)」等

□ 金融資産関係書類

申請者及び申請者と同じ世帯に属する方の申請日時点の金融機関の通帳等の写し(オンラインで確認できる取引明細・スマートフォンの画面の写し等)、残高証明書等

□ 入居(予定)住宅に関する状況通知書

《住居を喪失した方の場合》

入居を希望する住宅が確定した後、不動産仲介業者等から必要事項が記載・交付された「入居予定住宅に関する状況通知書(様式2-1)」

※ 住宅入居後に「賃貸借契約の写し」及び「新住所における住民票の写し」を添付した「住居確保報告書(様式5)」をご提出いただきます。

《住居喪失のおそれのある方の場合》

入居している住宅の不動産仲介業者等から必要事項が記載・交付された「入居住宅に関する状況通知書(様式2-3)」と、入居している住宅の「賃貸借契約書の写し」

□ 求職申込み・雇用施策利用関係書類(①離職等の場合に該当する方のみ)

- ・ 求職者受付票(ハローワークカード)(ハローワークで発行されます)
- ・ 「求職申込み・雇用施策利用状況確認票(参考様式2)」(求職番号を記載してください)

家賃補助の申請から決定まで

《住居を喪失した方の場合》

◆ 面接相談等

- ・ 生活困窮者相談支援窓口は、家賃補助を希望される方に、支給の趣旨や内容、申請の流れなどをご説明します。あわせて、申請に必要な申請書や添付書類の用紙もお渡しします。添付書類には、不動産仲介業者等が記載する「入居予定住宅に関する状況通知書(様式2-1)」も含まれますので、準備に時間がかかることがあります。

※ 自営業(個人事業)など、自立に向けた活動を行う方は、申請前に経営相談先(よろず支援拠点、商工会議所、商工会等)の経営相談を受けてください。

◆ 支給申請の受付

- ・ 申請書に必要な事項を記載して、添付書類とあわせて、生活困窮者相談支援窓口にご提出ください。窓口では、申請書や添付書類について確認し、不備や不足がある場合には、修正や追加提出をお願いすることがあります。また、ご本人確認書類の写しのご提出をお願いします。
- ・ 家賃補助の支給開始までの生活費が必要な方は、社会福祉協議会に申請書の写しを提示して、臨時特例つなぎ資金の借入れ申込みを行うことができます(ただし、社会福祉協議会の審査があります)。

◆ 住居の確保及び賃貸住宅の貸主等との調整

- ・ 不動産仲介業者等に申請書の写しを提示し、家賃補助の支給決定等を条件に入居可能な住宅を探してください。
- ・ 入居希望の住宅が確定した後に、不動産仲介業者等に「入居予定住宅に関する状況通知書(様式2-1)」の必要事項を記載してもらい、その通知書を受け取ってください。

◆ ハローワーク等での求職申込み

- ・ ハローワーク等で求職申込みを行い、求職番号を取得してください。
- ・ ハローワーク等にて雇用施策等の利用状況について「求職申込み・雇用施策利用状況確認票(参考様式2)」の確認・記入を受けてください。

◆ 確認書類の提出

- ・ 不動産仲介業者等が記載・交付した「入居予定住宅に関する状況通知書(様式2-1)」

を、生活困窮者相談支援窓口にご提出ください。

◆ 審査

- ・ 審査の結果、受給資格ありと認められた場合は、「住居確保給付金支給対象者証明書(様式3-1)」とあわせて「住居確保報告書(様式5)」が交付されます。
- ・ 受給資格なしと判断された場合は、「住居確保給付金不支給通知書(様式4)」が交付されます。その場合は、住宅を確保している不動産仲介業者等に給付金が不支給となったため、賃貸借契約を締結できない旨を連絡してください。

◆ 総合支援資金貸付(住宅入居費・生活支援費)の申込み

- ・ 敷金礼金等の初期費用を用意することが困難な方は、社会福祉協議会に「入居予定住宅に関する状況通知書(様式2-1)」の写し及び「住居確保給付金支給対象者証明書(様式3-1)」の写しを添えて、総合支援資金貸付(住宅入居費)の借入れ申込みが可能です(ただし、社会福祉協議会の審査があります)。
- ・ 家賃補助受給中の生活費が必要な方は、あわせて社会福祉協議会に総合支援資金貸付(生活支援費)の借入れ申込みが可能です(ただし、社会福祉協議会の審査があります)。

◆ 賃貸借契約の締結

- ・ 「入居予定住宅に関する状況通知書(様式2-1)」を受け取った不動産仲介業者等に、「住居確保給付金支給対象者証明書(様式3-1)」を提示し、賃貸借契約の手続きを進めてください。この際、総合支援資金(住宅入居費)の借入れ申込みをしている場合は、その写しも提示してください。
- ・ 総合支援資金(住宅入居費)の借入れ申込みをしている方の場合、賃貸借契約は原則として「停止条件付き契約(初期費用となる貸付け金が不動産仲介業者等へ振り込まれたことが確認された日をもって効力が発生する契約)」となります。なお、初期費用をご自身で用意できる場合でも、不動産仲介業者等の判断により、停止条件付き契約となることがあります。契約内容については、必ず不動産仲介業者等にご確認ください。
- ・ 総合支援資金(住宅入居費)の借入れ申込みをしている方は、契約締結後、賃貸借契約書の写しを社会福祉協議会にご提出ください。審査を経て総合支援資金(住宅入居費)が決定され、不動産仲介業者等に振り込まれます。

◆ 入居手続き

- ・ 総合支援資金(住宅入居費)が不動産仲介業者等に振り込まれたことをもって停止条件付き賃貸借契約の効力が発生しますので、不動産仲介業者等と入居に関する手続きを行ってください。
- ・ 入居後は速やかに住民票の設定・変更等の手続きをしてください。

◆ 支給の決定

- ・ すでに「住居確保給付金支給対象者証明書(様式3-1)」が交付されていますが、実

際に支給を受けるためには、住宅入居後7日以内に、「賃貸住宅に関する賃貸借契約書の写し」及び新住所における「住民票の写し」を添付して、「住居確保報告書(様式5)」を生活困窮者相談支援窓口にご提出ください。期限を過ぎると給付金が支給されなくなることがありますので、ご注意ください。

- ・ 支給決定後、「住居確保給付金支給決定通知書(様式7-1)」を交付します。あわせて、ハローワーク等での職業相談や受給中の求職活動等の状況を確認する書類の用紙を送付します。
- ・ 住居を確保している不動産仲介業者等に、「住居確保給付金支給決定通知書(様式7-1)の写し」をご提出ください。提出方法は、不動産仲介業者等にご確認ください。
- ・ 家賃補助は春日部市から不動産仲介業者等へ直接振り込まれます。
- ・ 臨時特例つなぎ資金の貸付を受けている方は、償還について社会福祉協議会の指示を受けてください。
- ・ 総合支援資金(生活支援費)の申請をしている方は、「住居確保給付金支給決定通知書(様式7-1)の写し」、「賃貸借契約書の写し」を社会福祉協議会にご提出をお願いします。

《住居喪失のおそれのある方の場合》

◆ 面接相談等

- ・ 生活困窮者相談支援窓口は、家賃補助を希望される方に、支給の趣旨や内容、申請の流れなどをご説明します。あわせて、申請に必要な申請書や添付書類の用紙もお渡しします。添付書類には、不動産仲介業者等が記載する「入居住宅に関する状況通知書(様式2-3)」も含まれますので、準備に時間がかかることがあります。

※ 自営業(個人事業)など、自立に向けた活動を行う方は、申請前に経営相談先(よろず支援拠点、商工会議所、商工会等)の経営相談を受けてください。

◆ 支給申請の受付

- ・ 申請書に必要事項を記載して、添付書類とあわせて、生活困窮者相談支援窓口にご提出ください。窓口では、申請書や添付書類について説明・確認し、不備や不足がある場合には、修正や追加提出をお願いすることがあります。また、ご本人確認書類の写しのご提出をお願いします。
- ・ 提出された申請書の写しとともに、求職活動の状況を確認する「求職申込み・雇用施策利用状況確認票(参考様式2)」を交付します。

◆ 賃貸住宅の貸主等との調整

- ・ 入居住宅の不動産仲介業者等に申請書の写しを提示し、「入居住宅に関する状況通知書(様式2-3)」の必要事項を記載してもらい、その通知書を受け取ってください。

◆ ハローワーク等での求職申込み

- ・ ハローワーク等で求職申込みを行い、求職番号を取得してください。
- ・ ハローワーク等にて雇用施策等の利用状況について「求職申込み・雇用施策利用状況確認票(参考様式2)」の確認・記入を受けてください。

◆ 確認書類の提出

- ・ 不動産仲介業者等が記載・交付した「入居住宅に関する状況通知書(様式2-3)」に、賃貸借契約書の写しを添付して、生活困窮者相談支援窓口にご提出ください。

◆ 支給の決定

- ・ 審査の結果、受給資格ありと認められた場合は、「住居確保給付金支給決定通知書(様式7-1)」が交付されます。
- ・ 入居住宅の不動産仲介業者等に、「住居確保給付金支給決定通知書(様式7-1)」の写し」のご提出をお願いします。提出方法は、不動産仲介業者等にご確認ください。
- ・ 家賃補助は春日部市から不動産仲介業者等へ直接振り込まれます。
- ・ 受給資格なしと判断された場合は、「住居確保給付金不支給通知書(様式4)」が交付されます。その場合は、入居している住宅の不動産仲介業者等に給付金が不支給となった旨を連絡してください。

受給中の義務(求職活動等)

1 離職等またはやむを得ない休業等の方(2 自立に向けた活動を行う方以外の方)

受給期間中は、ハローワーク等の利用、生活困窮者相談支援窓口の支援員の助言等を活用し、常用就職に向けて積極的に求職活動を行ってください。

- ① 毎月2回以上、ハローワーク等で職業相談等を受け、「職業相談確認票(参考様式6)」にハローワーク等の担当者から相談日、担当者名、支援内容の記入と確認印を受けてください。
- ② 毎月4回以上、生活困窮者相談窓口の支援員による面接等の支援を受け、「職業相談確認票(参考様式6)」でハローワーク等での職業相談状況を報告するとともに、「常用就職活動状況報告書(参考様式7)」等でその他の求職活動の状況を報告してください。
- ③ 原則として毎週1回以上、求人先へ応募または面接を受けてください。応募・面接はハローワーク等の活動に限らず、求人情報誌や新聞折り込み広告等も活用し、支援員との面接時に、「常用就職活動状況報告書(参考様式7)」に求人票や求人情報誌の該当部分を添付して報告してください。
- ④ 生活困窮者相談支援窓口の支援員によりプランが策定された後は、①～③に加え、プランに基づく常用就職に向けた求職活動を、誠実かつ熱心に行ってください。

※ 月に一度、収入の確認できる書類のご提出をお願いします。

2 自立に向けた活動を行う方

- ① 原則月1回以上、経営相談先(よろず支援拠点、商工会議所、商工会等)の経営相談を受け、「自立に向けた活動状況報告書(参考様式 11)」に、相談日、担当者名、支援内容等について受給者が自ら記載してください。
- ② 毎月4回以上、生活困窮者相談窓口の支援員等による面接等の支援を受け、活動の状況について、「自立に向けた活動状況報告書(参考様式 11)」を活用する等の方法により、報告してください。
- ③ 経営相談先の助言等のもと、「自立に向けた活動計画(参考様式 10)」を作成し、生活困窮者相談窓口へ報告してください。「自立に向けた活動計画(参考様式 10)」の作成後は、毎月1回以上、計画に基づく活動をしてください。
- ④ 経営相談先からハローワーク等での求職活動が適当と助言を受けた場合は、速やかに生活困窮者相談窓口へご報告ください。原則として、ハローワーク等での求職活動を行っていただきます。

※ 活動内容については、「自立に向けた活動状況報告書(参考様式 11)」に詳細を記録してください。

※ 月に一度、収入の確認できる書類のご提出をお願いします。

受給中に常用就職した場合は届出が必要です

◆ 常用就職の報告

- ・ 支給決定後、常用就職(期間の定めのない労働契約または期間の定めが6か月以上の労働契約による就職)した場合には、受給者は速やかに「常用就職届(様式6)」を生活困窮者相談窓口にご提出ください。

◆ 就労収入の報告

- ・ 常用就職の報告を行った受給者は、収入額を確認できる書類を、毎月、生活困窮者相談窓口にご提出をお願いします。

一定の要件を満たせば延長・再延長が可能です

◆ 支給期間の延長等

- ・ 家賃補助の支給期間は3か月ですが、受給者が常用就職できなかった場合(常用就職したものの、収入基準額を超えない場合も含む)等、引き続き支給が必要と認められる場合(※)は、申請により3か月の支給期間を2回まで延長及び再延長をすることが

できます。

※「引き続き支給が必要と認められる場合」とは、受給中に誠実かつ熱心に求職活動等要件を満たし、かつ、延長等の申請時に支給要件を満たしている場合です。ただし、その支給額は延長等の申請時の収入に基づいて算出される金額とします。

◆ 申請手続

- ・ 受給者が支給期間を延長または再延長を希望する場合は、支給期間の最終月の末日までに「住居確保給付金支給申請書(期間(再)延長)(様式1-2)」を生活困窮者相談窓口にご提出ください。
- ・ 当初の申請と同様に、支給期間中の収入関係書類等の写しが必要です。また、必要書類等の追加提出をお願いする場合があります。

◆ 確認・決定

- ・ 支給中の記録や提出された書類から支給要件に該当しているか確認します。要件を満たすと判断した場合は延長等の決定を行い、受給者に「住居確保給付金支給決定通知書(期間(再)延長)(様式7-3)」を交付します。

支給額を変更できる場合があります

◆ 支給額等の変更

- ・ 原則として、家賃補助の支給決定後の支給額の変更は行いません。ただし、下記ア～ウの場合に限り、受給者から変更申請があった場合は、支給額の変更を行います。
 - ア 家賃補助の支給対象賃貸住宅の家賃額が変更された場合
 - イ 世帯収入額が基準額を下回った場合で、かつ、支給額が上限額(住宅扶助基準に基づく額)に達していない場合
 - ウ 借主の責によらず転居せざるを得ない場合または生活困窮者相談窓口等の指導により春日部市内での転居が適当である場合
- ・ また、貸主等への賃料の支払い方法を、市が直接振り込む代理受領の方法へ変更する場合には、支給方法を変更します。

◆ 手続き等

- ア 支給額の変更は住宅扶助基準に基づく額の範囲内で行います。
- イ 受給額や振込先の変更等をしようとする受給者は、「住居確保給付金変更支給申請書(様式1-3)」を生活困窮者相談窓口にご提出ください。
- ウ 春日部市において変更決定し、「住居確保給付金変更支給決定通知書(様式7-4)」を受給者に交付したうえで、支給額等を変更します。

家賃補助を中止する場合があります

◆ 支給の中止

- ・ 下記の要件等に該当した場合には、家賃補助の支給を中止します。
 - ア 受給者が、誠実かつ熱心に求職活動等を行わない場合、または就労支援に関する自治体の指示に従わない場合
 - イ 受給者が常用就職または受給者の給与その他の業務上の収入を得る機会が増加し、かつ就労に伴い得られた収入が収入基準額を超えた場合、また、受給者が常用就職等をしたこと及び就労に伴い得られた収入の報告を怠った場合
 - ウ 支給決定後、受給者が住宅から退去した場合（借主の責によらず転居せざるを得ない場合または生活困窮者相談窓口等の指導により春日部市内での転居が適当である場合を除く）
 - エ 虚偽の申請等不適正な受給に該当することが明らかになった場合
 - オ 受給者が禁錮刑以上の刑に処された場合
 - カ 受給者または受給者と同じ世帯に属する方が暴力団員と判明した場合
 - キ 受給者が生活保護費を受給した場合
- 上記のほか、受給者の死亡等、支給することができない事情が生じた場合には支給を中止します。
- ・ 支給を中止する場合には、「住居確保給付金支給中止通知書（様式8）」を交付します。

家賃補助の再支給について

家賃補助の受給終了後でも、以下のすべての条件を満たす場合には、再支給を受けられる可能性があります。

再支給の条件（すべてに該当すること）

- 1 過去に家賃補助を受けていた（複数回受給している場合は、直前の受給）。
- 2 以前の受給期間中または終了後に、常用就職または収入が増加した。
- 3 その後、以下のいずれかの理由で、収入が再び減少した。
 - ・ 解雇（自分の重大な責任による解雇ではない）
 - ・ 事業主の都合による離職
 - ・ 廃業（自分の責任や都合によるものではない）
 - ・ 就業している個人の場合、自分の責任や都合によらない収入の減少
- 4 以前の家賃補助の支給が終了した月の翌月から数えて、1年以上が経過している。
- 5 現在の状況が、家賃補助の支給要件を満たしている。

再支給を申請する際に、すべての条件に該当することを「確認書」で誓約していただきます。

家賃補助を返還していただく場合があります

◆ 不適正受給者への対応

- ・ 家賃補助の受給後に、虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合、すでに支給された給付の全額または一部について受給者または受給者であった方から徴収することができます。
- ・ 犯罪性のある不適正受給事案については、警察等捜査機関に対する告発や捜査への協力を行い、厳正な対応を行います。

◆ 不適正受給防止のための取組

- ・ 支給申請を受け付ける際に、本人確認書類の写しをご提出いただく必要があります。
- ・ 受付時の聞き取りにおいて、前住所地で受給した疑いが認められる場合は、前住所地の自治体に協力を求め受給の有無を確認することにより、再支給等の不適正受給を防止します。
- ・ 住居を喪失した方には、原則として入居後に住民票の写しのご提出をお願いします。
- ・ 必要に応じて、申請者及び受給者の住宅訪問及び居住実態の確認を行うことにより、居住環境や生活面の支援にあわせて、架空申請や又貸し等の不適正受給を防止します。
- ・ 不動産仲介業者等の口座へ振り込む代理受領以外の方法により賃料を支払っている場合には、利用明細の写し等により、受給者へ支給した家賃補助が賃料の支払いに充てられていることを確認します。
- ・ 刑事事件及び新聞、議会等で問題になることが予想される等の不適正受給事案については、その概要、対応方針等について速やかに都道府県を經由して厚生労働省に報告し、再発防止のため国と自治体において共有します。

転居費用補助の併給について

転居費用補助を受給して転居した後に、家賃補助を申請・受給する場合、家賃補助の支給期間の範囲内で、入居契約に際して必要になる初期費用から支給を開始します。

＊ ＊ お問い合わせ ＊ ＊

春日部市役所 生活支援課

生活困窮者相談支援窓口

☎ 電話：048-736-2070